

令和6年6月3日

会員薬局各位

公益社団法人広島県薬剤師会  
会長 豊見雅文

医療措置協定締結について（通知）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律等の一部を改正する法律」において、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、振興感染症発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化され、現在、事前協議が完了した薬局について、広島県ホームページの「医療措置協定等締結機関の公表について」に「医療措置協定締結一覧（薬局）(R6.5.31)」が公表されています。

このような中、以下のとおり令和6年6月1日付けで広島県健康福祉局長から、新たに医療措置協定締結を希望する薬局への案内について依頼がありました。

つきましては、新たに協定の締結を希望される場合は、以下にあります「※（参考）【薬局向け】医療措置協定について（広島県ホームページ）」から「医療措置協定締結の方法（回答様式）」をご確認頂き、所定の「回答様式（薬局）(Excelファイル)」に必要事項を入力し、7月31日（水）までに広島県健康福祉局健康危機管理課感染症管理グループへメールで提出してください。

なお、既に医療措置協定を締結している機関は、重複して送付しないようご注意ください。

令和6年6月1日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
健康危機管理課

医療措置協定締結について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御理解、御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、令和6年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」において、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化されたところです。

今般、新たに医療措置協定締結を希望する薬局向けの御案内を広島県ホームページ内へ掲載しましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。

※（参考）

【薬局向け】医療措置協定について（広島県ホームページ）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/268/iryosochikyotei-yakkyoku.html>

担当 感染症管理グループ  
電話 082-513-3068 (ダイヤル)  
(担当者 金本)